

令和7年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年10月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊗遅刻 ㊗早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
㊗ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊗ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 太田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	㊗ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松本 伸雄
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 山口 康明
	○ 徳田 詳吾	○ 長谷川 壽幸
	○ 松本 覚二	○ 松瀬 竹虎
	○ 小林 重喜	○ 新見 哲也
	○ 松崎 美喜雄	○ 高田 良彦
		○ 渡口 学
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼	参事 吉田 倉也	主査 吉永 大輔
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
11番 坂本 康弘	12番 濱崎 稔	

よる相対契約となっておりますが、いずれも農地中間管理機構を通じた契約への切り替えによる解約となっております。

次に農地法第3条の3の規程による届出（相続）でございます。議案書の3ページをご覧ください。1件ございます。被相続人は鷹島町里免■■番地の■■氏、相続人は東京都足立区西新井栄町■■の■■氏です。農地の表示は鷹島町里免字里畑■■から里免字三枝■■までの田3筆と畑3筆の計6筆、合計面積3791㎡です。被相続人の■■氏は令和6年1月7日に亡くなられて、相続人の■■氏から令和7年6月9日に相続登記が完了したということで、令和7年9月8日に届出があり、同日受付をしております。

次に申請事件の処理状況です。農地法第5条関係で1件ございます。譲渡人の■■氏と譲受人の有限会社■■代表取締役■■氏との資材置場への転用申請については、長崎県知事から7年10月15日付けで許可がおりております。

最後に提案事件の集計表でございます。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法関係で、農地法第3条で特定遺贈による所有権移転が1件、農地法第5条の転用関係が4件、承認関係で、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が全部で26件、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてが2件で5筆ございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

無いようですので、それでは付議事項に入ります。4ページ議案第48号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第48号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請がありましたので、許可の可否についてご審議いただくものです。

事件番号1です。譲渡人は東京都羽村市双葉町二丁目■■■■氏、譲受人は調川町白井免■■番地■■氏です。申請地は、調川町白井免字柿ノ木■■・田・305㎡ほか7筆で、合計8筆、7,404㎡です。申請事由は、特定遺贈による所有権移転です。ここで、特定遺贈による所有権移転について説明します。ご存じかと思いますが、遺贈とは遺言によって個人の財産を、相続人以外の特定の個人や団体に無償で譲渡する行為で、包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈とは財産の取得割合を示した遺贈です。例えば、財産の30%をAさんに遺贈するというもので、農地法の許可は不要です。一方、特定遺贈とは財産を特定した遺贈です。例えば、〇〇の農地をAさんに遺贈するというもので、この場合は農地法の許可が必要となっております。今回、遺言書による譲受人への特定遺贈であったことから農地法の許可を得るために申請がなされたものです。■■氏は認定農業者ではありませんが、水稻の作付けされるなど精力的に農業に取り組まれております。また、農従者は1名で農業従事日数は年間250日となっており、そのほか申請に基づき確認したところ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。皆様のご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。ここで1つ伝達がございます。本日はこの会場でワイヤレスマイクがありませんので、発表等される委員で言われる際は、いつもより大きな声で話していただきます様をお願いします。よろしいでしょうか。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員1番、宮本委員をお願いします。

【宮本委員】

農業委員1番の宮本です。■■■■さんに関しましては現在72歳、一人で農業をやっておられますけど精力的に頑張っていますので問題なしと思われます。ご審議お願いします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

【徳田委員】

はい。

【議 長】

はい、お願いします。

【徳田委員】

一番下にですね、遺言執行者は■■■■銀行株式会社とあるんですけど、これはどういう事なのか教えてください。

【事務局】

遺言執行者というのは遺言書に基づきまして特定の農地を■■■■さんへ遺贈するという行為そのものを■■■■さんが亡くなられておりますので、■■■■さんに代って特定遺贈を執行するというような形になっております。

【議 長】

徳田委員さん、よろしいでしょうか。

【徳田委員】

ここに何で銀行が入っているのかがちょっと分かりません。

【事務局】

遺言書の中でですね、遺言者の遺言の執行者ということで、■■■■銀行さんが執行者と遺言書の中で記載がなされておりますので、そうゆことで執行者は■■■■銀行ということになっているところです。遺言書に執行者が■■■■銀行株式会社ですよということで記載がありましたのでそれに基づきまして執行者がこちらの銀行になるということでございます。

【議 長】

よろしいでしょうか。はい、他にご意見はありますか。

はい、無ければ議案第48号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、決定するものといいたします。それでは5ページ、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といいたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請についてです。事件番号1です。関係資料を54ページから57ページに添付しております。本件は8月に県へ提出していた違反転用事案報告につい

て県において9月8日付けで追認申請相当との判断がされましたので、それに基づき転用申請書が提出されたものです。譲受人は志佐町白浜免■■番地、株式会社■■■■、代表取締役■■■■氏、譲渡人は志佐町白浜免■■番地、■■■■氏です。申請地は志佐町白浜免字上ノ窪■■■■、畑、387㎡です。農地の区分は土地改良事業が行われていない小規模な農地のため第2種農地です。転用の目的は駐車場です。土地利用については令和7年3月から駐車場として利用中で、排水は雨水排水なので自然流下です。営農への影響ですが既に駐車場としての利用中であってこれまでも周辺に対して被害もないことから何ら問題ないと思われまますので、許可相当と判断しております。事件番号2です。関係資料を58ページから62ページに添付しております。譲受人は志佐町栢木免■■■■、■■■■氏、譲渡人は志佐町庄野免■■■■、■■■■氏です。申請地は志佐町赤木免字赤木■■■■、畑、412㎡です。農地の区分は土地改良事業が行われていない小規模な農地のため第2種農地です。転用の目的は売買により所有権を移転し一般個人住宅として利用するものです。土地利用については盛土などはせず現状のまま利用し排水については雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後既存の排水路へ放流とのことです。営農への影響ですが周りは道や宅地で囲まれており隣接する農地はないため被害を及ぼす恐れはなく何ら問題はないと思われまます。許可相当と判断しております。事件番号3です。関係資料を63ページから65ページに添付しております。配置図は本日お配りした土地利用計画図をご覧ください。譲受人は御厨町木場免■■番地、■■■■営農組合代表■■■■氏、譲渡人は御厨町木場免■■番地、■■■■氏です。申請地は御厨町木場免字キジヤノ木■■■■、畑、482㎡です。農地の区分は農用地区区域内にある農地になります。原則として不許可ですが用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設を建設される場合は、例外的に許可が出来ることとなっております。本件は10月1日付けで農業用施設用地へと用途区分が変更されております。転用の目的は農業用倉庫として利用するものです。土地利用については盛土などはせず現状のまま利用し排水については雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水や下水は発生しないとのことです。営農への影響ですが東側に農地がありますが一段下がったところにありますし、倉庫の高さも3メートルとそこまで高くないため通風や日照に影響を及ぼすおそれは無く、また現状のまま利用するため営農への影響は何ら問題ないと思われまます。許可相当と判断しております。事件番号4です。関係資料を66ページから69ページに添付しております。譲受人は佐賀県伊万里市立花町■■■■、■■■■氏、譲渡人は福島町喜内瀬免■■番地、■■■■氏です。申請地は福島町喜内瀬免字靱ノ浦■■■■、畑、403㎡です。農地の区分は土地改良事業の行われていない小規模な農地のため第2種農地です。転用の目的は贈与により所有権を移転し一般個人住宅として利用するものです。土地利用については盛土などはせず現状のまま利用し排水については雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に道路側溝へ放流とのことです。営農への影響ですが東側に農地がありますが申請地が離れた場所にあり一段下がったところにありますし現状のまま利用するため周辺に対して被害を及ぼす恐れはなく何ら問題は無いと思われまます。許可相当と判断しております。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終了しました。事件番後1番について現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委18番、須藤委員をお願いします。

【須藤委員】

はい、18番農業委員、須藤です。20日の日に事務局と山内委員と地元の山口委員と現場を見ました。事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について推進委員7番、山口委員お願いします。

【山口委員】

はい、推進委員7番、山口です。20日の日に事務局2名と農業委員、山内さん、須藤さんと現地を調査しました。事務局から説明があったとおりで8月に違反転用で説明した件です。5条転用よろしくをお願いします。以上です。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号2番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員18番、須藤委員お願いします。

【須藤委員】

はい、これも同じく20日の日に山内委員と事務局と地元の宮本委員さんと見ました。周りは田んぼもなくですね排水も浄化槽が設置されるということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員さんよりご意見をお願いします。農業委員10番、宮本章委員お願いします。

【宮本委員】

はい、農業委員10番、宮本です。山内委員、須藤委員と一緒に20日の日に事務局と併せまして現地を確認したところ何ら問題は無いと思いますのでご審議方よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号3番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員17番、山内委員お願いします。

【山内委員】

はい、17番、山内です。10月20日事務局とともに農地の転用及び倉庫にするということで現地確認を行いました。事務局の説明のとおり別に問題点はないと思われま。ご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員さんよりご意見をお願いします。推進委員4番、松本委員お願いします。

【松本委員】

推進委員4番の松本です。10月20日に現地確認を行いまして、事務局、須藤委員、山内委員、私、また申請者の■■■■さんも来ていただきまして現地確認を行っております。何ら問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号4番について現地を確認された委員さんのご意見を申し上げます。農業委員17番、山内委員申し上げます。

【山内委員】

17番、山内です。事務局とともに農地の転用の現地確認を行いました。雨水、生活排水は合併浄化槽を通して県道の側溝に流れるということで別に問題ないと思われま。ご審議お願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員さんのご意見を申し上げます。推進委員13番、松尾委員申し上げます。

【松尾委員】

はい、推進委員13番、松尾です。さっき説明されたとおり事務局と20日の日に現地を見ました。現地の方の承諾も得ておられますので何ら問題は無いかと考えました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。各委員さんから1番から4番について何かご意見はございますでしょうか。はい。無いようですので議案第49号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して進達するものといたします。続きまして7ページ、議案第50号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第50号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書は7ページから51ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AtoAの契約が1件、AtoBの契約が25件の計26件の計画となっております。また最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の受け手ごとの経営状況等をそれぞれ記載しておりますので権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしく申し上げます。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとります。資料8ページから51ページまでをご確認ください。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので議案第50号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請については長崎県農業振興公社へ要請することといたします。続きまして52ページ、議案第51号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

【事務局】

スライドの準備を行いますのでしばらくお待ちください。

議案第51号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてです。前方にスライドを用意しております。番号1, 2, 3, 4は隣接しているためまとめて説明します。申出人は長崎県松浦市志佐町笛吹免■■■■、■■■■氏で土地の所在は番号1が志佐町笛吹免字瀬道田■■■■、畑、113㎡、番号2は志佐町笛吹免字瀬道田■■■■番、畑、79㎡、番号3は志佐町笛吹免字瀬道田■■■■番、畑、373㎡、番号4は志佐町笛吹免字瀬道田■■■■番、畑、598㎡です。現況地目は1, 2, 3が山林で4が原野ということでした。10月22日に現地確認を行いました。番号1, 2, 3, 4は山林化が進みスクリーンの様な状況でした。木も生い茂っており草刈りしても農地への復旧は困難なため現況山林で非農地判断して差し支えないものと思われます。以上です。

番号5番は福島町内において登記名義人である申出人、■■■■氏から非農地の申出が出された件です。場所は福島町浅谷免字小下し■■■■、地目は畑、面積800㎡となっています。地元金子委員と9月29日に現地に出向きましたが申出地は雑木が生い茂り長年に亘って放棄された状態であることを確認した次第です。申出人の■■■■氏に確認したところ少なくとも20年以上前から農地として活用されていないため、次第に現状の様な山林化した状態となっているということでした。現地では畑の原型はとどめてないことから農地への復旧は現実的に厳しいと思われ、仮に農地に復旧したとしても今後継続した営農の可能性が極めて低いと思われることから現況山林として判断する事が妥当ではないかという風に捉えております。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員8番、崎村委員お願いします。

【崎村委員】

農業委員8番の崎村です。1番から4番までまとめてお話しします。登記名義人の■■■■さんは亡くなる前から施設に入られてあって、今いらっしゃる娘さんも農耕用の器具とかもすべて持ってらっしゃらない状態なので、今更この土地を農地に戻すということは不可能ですので、山林化でされてますので荒廃農地としてお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。続きまして農業委員16番、金子委員にご意見をお願いします。

【金子委員】

16番、金子です。先ほど説明がありましたとおり■■■■氏のところですが、元々肥育農家の方なんですけども、ほとんどそちらの方で手をまわしております、ここに書いてありますとおり20年以上耕作していないということと、結構な急傾斜の場所ですのでなかなか畑として利用ができない感じで使われていないのかなということで、現状復旧は無理かなと思っております。ご審議の方よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。只今、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無ければ、議案第51号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものいたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

【協議及び事務連絡】

- ・先進地視察研修について
11月11日実施、①柵田オーナー制度について（大中尾柵田保全組合）
②有機栽培について（農事組合法人百姓会プラス）
- ・定例会出席時の松浦中央病院駐車場の利用禁止について
- ・選挙運動について（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）
- ・地域計画実現のための委員の取り組みについて（農家の意向把握など）
- ・令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について
- ・農地パトロール後のタブレット入力について（10/31まで）
- ・全国農業新聞の購読推進について（委員1人当り1購読者の確保）
- ・農業委員会忘年会又は新年会の開催について

【議 長】

はい、以上で終わりたいと思います。来月の総会は、11月27日(休)となっております。本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 43 分

